

Q36 療育手帳制度について教えてください。療育手帳の交付を受けていないと、何の補助も受けられないのですか。

1 療育手帳とは、知的障害者に一貫した指導・相談を行うとともに、各種福祉制度上の援護を受けやすくする目的で交付される手帳です。療育手帳制度は、法律に基づくものではなく、1973年の厚生省通達によって実施されている制度です。したがって、制度の運用は、各都道府県知事・指定都市市長に任されており、地域によって手帳の名称が異なっているのもそのためです（愛知県では「療育手帳」、名古屋市では「愛護手帳」です）。

療育手帳は、知的障害であると知的障害者更生相談所（18歳未満の場合は児童相談所）で判定された方に交付されます。身体障害者手帳が1級から6級に区分されているのに対し、療育手帳は、知能判定値・社会性・日常生活能力などに応じて障害の程度を総合判定し、判定の程度により「A」と「B」に区分されています。「A」は重度の障害（IQおおむね35以下。肢体不自由、盲・ろうあ等の障害を有する場合はIQおおむね50以下）、「B」はその他の場合とされています。もっとも、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）と区分する名古屋市のように、より細かく区分されている自治体もあります。判定の程度によって、受けられる各種福祉サービスの内容も異なります。

療育手帳の交付を受けるには、まず知的障害者更生相談所（18才未満の児童の場合は児童相談所）で判定を受け、判定書を作成してもらうことから始まります。なお、精神科医に診断・治療を受けている場合は、医師の診断書を判定書に代えることができます。

そして、療育手帳交付申請書にこの判定書と写真を添えて児童相談所、社会福祉事務所または町村役場福祉担当課に提出します（自治体によって申請窓口は異なります）。判定が認められた場合は、申請後1か月程度で療育手帳の交付を受けることができます。

療育手帳が交付された後も、障害の程度を確認するため、原則として2年ごとに知的障害者更生相談所または児童相談所において再判定が行われます。そのため、療育手帳を取得しても、その後の障害の程度に応じて返納することもあります。

なお、療育手帳制度は、知的機能に障害のある方に手帳を交付するものであり、身体機能に障害のある方に交付する身体障害者手帳制度とは別個の制度です。ですから、身体機能に障害を有する知的障害児や知的障害者の場合、療育手帳とは別に身体障害者手帳の交付も受けることができます。

2 療育手帳の交付を受けていないと、何も補助が受けられないかといえそう

ではありません。そもそも、各年金・手当を受給する際の種別は、原則として療育手帳の区分ではなく、医師の診断書によって認定されます。税金の控除・減免についても、医師の診断書によって障害が認定されれば、療育手帳の交付を受けていなくても利用することができます。

ただ、年金・手当には、国からの支給額に、各自治体が上乗せ支給しているものがあり（障害児福祉手当や特別障害者手当など）、上乗せ分の支給対象を「療育手帳所持者」としている自治体もあるようです。また、各種割引制度を利用する場合には、療育手帳を提示することが必要となりますし、療育手帳を所持していることによって、各種福祉サービスの受給資格の確認を受けやすくなるというメリットがあります。

参考文献

- ＊ 愛知県健康福祉部障害福祉課編集発行
「平成１２年度 福祉ガイドブック身体障害者・知的障害者・戦傷病者の方々へ」
- ＊ 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害福祉課編集発行
「障害者福祉のしおり 平成１３年度版」